

自転車ルール・マナー検定①

次の問題で正しい場合は○、間違っている場合は×にチェックを付けてください。

問 1

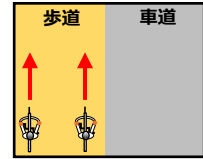
原則、自転車は車道の左側端を通行しなければならないが、「普通自転車歩道通行可」の標識があるときや18歳未満の者が運転するときは、歩道を通行してもよい。



○
×

問 2

自転車で歩道を通行する場合、歩道の中央から車道寄りを徐行しなければならない。



○
×

問 3

自転車で歩道を通行するときは徐行しなければならないが、この徐行とは「ハンドル操作で人や車を避けられる程度の速度」という意味である。

○
×

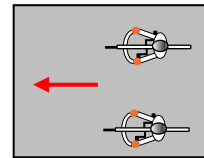
問 4

定期的な自転車の点検整備は、快適に運転するためだけでなく、交通事故防止のために必要である。

○
×

問 5

2台並んで走ることができる道路幅があれば、横に並んで走行してもよい。



○
×

問 6

2026年4月から、自転車の一定の交通違反は青切符で処理され、反則金を納める制度が始まった。

○
×

問 7

自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こしたとき、怪我をしていなければ、警察には通報せず、相手と連絡先を交換すればよい。

○
×

問 8

ヘルメットのアゴ紐は、首が絞まるおそれがあるので、できるだけ緩く留める方がよい。



○
×

問 9

運転者、同乗者どちらも16歳以上であれば、普通自転車で二人乗りしてもよい。

○
×

問10

夜間、自転車を運転するときはライトをつけなければならない、街灯や店舗の照明等で明るい場所でも、ライトをつけなければならない。

○
×

自転車ルール・マナー検定①

問題と解説

問 1

原則、自転車は車道の左側端を通行しなければならないが、「普通自転車歩道通行可」の標識があるときや18歳未満の者が運転するときは、歩道を通行してもよい。



「普通自転車歩道通行可」の
道路標識・道路標示



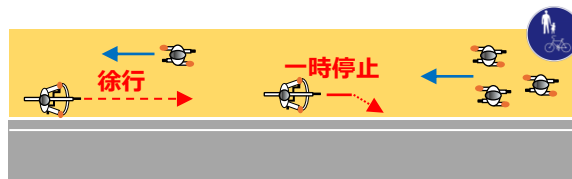
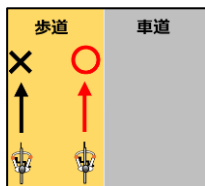
自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときに歩道を通行することができます。

- ①道路標識・道路標示で歩道を通行できるとされているとき
- ②13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき

(道路交通法第63条の4第1項)

問 2

自転車で歩道を通行する場合、歩道の中央から車道寄りを徐行しなければならない。



歩道通行をするときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければなりません。

(法第63条の4第2項)

問 3

自転車で歩道を通行するときは徐行しなければならないが、この徐行とは「ハンドル操作で人や車を避けられる程度の速度」という意味である。



徐行とは、「車両が直ちに停止できるような速度で進行すること」です。歩道を通行するときは、すぐに停止できる速度で走行しましょう。

(道路交通法第2条第1項第20号)

自転車ルール・マナー検定①

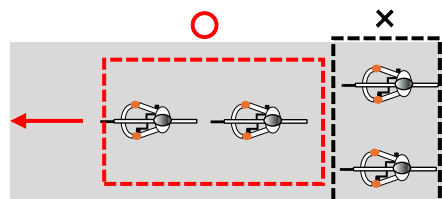
問題と解説

問 4 定期的な自転車の点検整備は、快適に運転するためだけでなく、交通事故防止のために必要である。



○ ブレーキの不具合は衝突回避に影響を与えるほか、タイヤの摩耗はスリップによる転倒につながり、ブレーキをかけてから停止できる距離にも影響を与えます。ブレーキ、タイヤ、反射器材、車体、ベル（警音器）等、利用の都度、点検し、悪いところがあれば整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店等へ行って点検や整備をしてもらいましょう。

問 5 2台並んで走ることができる道路幅があれば、横に並んで走行してもよい。



× 自転車は横並びで走行してはならず、複数の自転車がある場合は、縦に並びましょう。横並びでは、自動車や歩行者を巻き込んだ事故を起こす可能性があります。また、自動車や歩行者の通行するスペースが狭くなり、危険な場合があります。（道路交通法第19条）

問 6 2026年4月から、自転車の一定の交通違反は青切符で処理され、反則金を納める制度が始まった。



○ 16歳以上を対象に、自転車で一定の交通違反（反則行為）をし、悪質・危険な違反の場合、青切符の対象となり、反則金を納める制度です。重大な違反（反則行為の対象外の違反）や交通事故を起こしたときなどは、青切符の対象とはならず、刑事手続きによる処理となります。

問 7 自転車を運転していて歩行者や自動車とぶつかる事故を起こしたとき、怪我をしていなければ、警察には通報せず、相手と連絡先を交換すればよい。



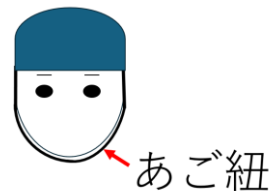
× 交通事故があったときは、怪我の有無に関わらず、最寄りの警察署等の警察官に交通事故が発生した日時、場所等を報告する必要があります。負傷者がいる場合は、負傷者を救護し、歩道上などの安全な場所で警察官等の到着を待ちましょう。（道路交通法第72条第1項）

自転車ルール・マナー検定①

問題と解説

問8

ヘルメットのアゴ紐は、首が絞まるおそれがあるので、できるだけ緩く留める方がよい。



×

あご紐は、右図のようにあごと紐の間に指が1～2本入る位の隙間を残し、苦しくない程度にしっかり締めてください。紐が緩いと走行時の振動でずれたり、外れてしまうことがあります。

また、事故が起きたときに、ずれてしまうとヘルメットの保護機能が正しく発揮されない場合があります。

問9

運転者、同乗者どちらも16歳以上であれば、普通自転車で二人乗りしてもよい。



×

年齢に関わらず、普通自転車で二人乗りをしてはいけません。

二人乗りをすると、ハンドル操作が不安定になったり、ブレーキの効きが悪くなる可能性があるほか、バランスを崩し転倒する可能性もあります。

(道路交通法第57条第2項)

問10

夜間、自転車を運転するときはライトをつけなければならない、街灯や店舗の照明等で明るい場所でも、ライトをつけなければならない。



○

夜間は、明るい場所でもライトをつけなければいけません。

自転車のライトは、道を照らすだけでなく、他の人や自動車などから、自転車がいることに気づいてもらいやすくなります。

夜間以外でも、天候などで視界が悪いときもライトをつけて運転しましょう。

(道路交通法第52条第1項)